

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>工事請負契約約款</p> <p>(総 則)</p> <p>第1条 注文者（以下甲という）と請負者（以下乙という）は各々の対等な立場において、互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。</p> <p>2. 契約の履行にあたっては、契約書、工事請負契約約款(以下「約款」という)及び添付の設計図・仕様書（以下「設計図書」といい、現場説明書及びその質問回答書を含む）に基づいて、この契約（契約書、約款及び設計図書を内容とする請負契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ）を履行する。</p> <p>3. 乙は、設計図及び仕様書に基づく請負代金内訳明細書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに甲に提出してその承諾を受けるものとする。</p> <p>4. 監理者（以下「丙」という）は、建築士法第2条第1項の資格を有するもので、この契約が円滑に遂行されるように協力する。</p> <p>（保証人）（保証人をおかない場合には適用しない）</p> <p>第2条 保証人は、この契約から生ずる金銭債務について保証の責を負う。</p> <p>2. 保証人がその義務を果たせないことが明らかになったとき、甲または乙は、相手方にその交代を求めることができる。</p> <p>3. この契約に前払金の定めをするとき、甲は乙に対し、保証人を立てることを求めることができる。</p>	<p>工事請負契約約款</p> <p>(総 則)</p> <p>第1条 注文者（以下甲という）と請負者（以下乙という）は各々の対等な立場において、互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。</p> <p>2. 契約の履行にあたっては、契約書、工事請負契約約款(以下「約款」という)及び添付の設計図・仕様書（以下「設計図書」といい、現場説明書及びその質問回答書を含む）に基づいて、この契約（契約書、約款及び設計図書を内容とする請負契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ）を履行する。</p> <p>3. 乙は、設計図及び仕様書に基づく請負代金内訳明細書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに甲に提出してその承諾を受けるものとする。</p> <p>4. 監理者（以下「丙」という）は、建築士法第2条第1項の資格を有するもので、この契約が円滑に遂行されるように協力する。</p> <p>（保証人）（保証人をおかない場合には適用しない）</p> <p>第2条 保証人は、<u>甲の乙に対する標記7の請負代金の支払い債務（第22条第1項に基づく請負代金の支払い債務を含む）及び第19条第2項に基づく違約金支払い債務について、甲と連帯して保証の責を負う。</u></p> <p>2. 保証人がその義務を果たせないことが明らかになったとき、<u>乙は、甲に</u>その交代を求めることができる。</p> <p>3. <u>甲が、請負代金の支払（前払又は分割払を含む。）を遅滞した場合、乙は、遅滞したときから2ヵ月以内に、保証人にその旨通知するものとする。</u></p>	<p>※保証の対象を請負代金債務及び違約金支払い債務に特定し、根保証ではない旨規定。</p> <p>※乙の保証人を削除したことによる修正</p> <p>※新民法 458条の3第1項</p>

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第3条 この契約によって生ずる権利若しくは義務は、これを第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。但し、相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。</p> <p>2. この契約の目的物は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。</p>	<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第3条 甲及び乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。但し、相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。</p> <p>2. 甲及び乙は、この契約の目的物を第三者に譲渡若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。</p>	
<p>(一括下請負・一括委任の禁止)</p> <p>第4条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部若しくはその主たる部分を一括して、第三者に請け負わせること、若しくは委任することは出来ない。</p>	<p>(一括下請負・一括委任の禁止)</p> <p>第4条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部若しくはその主たる部分を一括して、第三者に請け負わせること、若しくは委任することは出来ない。</p>	
<p>(適合しない施工)</p> <p>第5条 施工において、設計図書に適合しない部分があるときは、甲又は丙の指示によって、乙は、その費用を負担して速やかにこれを改造する。このために乙は、工期の延長を求めるることは出来ない。</p> <p>2. 丙は、設計図書に適合しない疑いのある施工について、必要と認められる相当の理由があるときは、その理由を乙に通知のうえ、甲の書面による同意を得て、必要な範囲で破壊してその部分を検査することが出来る。</p> <p>3. 本条第2項による破壊検査の結果、設計図書に適合していない場合は、破壊検査に要する費用は乙の負担とする。また、設計図書に適合している場合は、破壊検査及びその復旧に要する費用は甲の負担とし、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。</p> <p>4. 次の各号の一によって生じた設計図書に適合しない施工については、乙は、その責を負わない。</p>	<p>(適合しない施工)</p> <p>第5条 施工において、設計図書に適合しない部分があるときは、甲又は丙の指示によって、乙は、その費用を負担して速やかにこれを改造する。このために乙は、工期の延長を求めるることは出来ない。</p> <p>2. 丙は、設計図書に適合しない疑いのある施工について、必要と認められる相当の理由があるときは、その理由を乙に通知のうえ、甲の書面による同意を得て、必要な範囲で破壊してその部分を検査することが出来る。</p> <p>3. 前項による破壊検査の結果、設計図書に適合していない場合は、破壊検査に要する費用は乙の負担とする。また、設計図書に適合している場合は、破壊検査及びその復旧に要する費用は甲の負担とし、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。</p> <p>4. 次の各号の一によって生じた設計図書に適合しない施工については、乙は、その責を負わない。</p>	※中建審第10条

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>は、その責を負わない。</p> <p>一．甲又は丙の指示によるとき。</p> <p>二．支給材料、貸与品、指定された工事材料・建築設備の機器の性質、又は、指定された施工方法によるとき。</p> <p>三．その他施工について甲又は丙の責に帰すべき理由によるとき。</p> <p>5．前項のときであっても、施工について乙の故意又は重大な過失によるとき、又は乙がその適当でないことを知りながらあらかじめ甲又は丙に通知しなかったときは、乙はその責を免れない。但し、乙がその適当でないことを通知したにもかかわらず、甲又は丙が適切な指示をしなかったときはこの限りではない。</p> <p>(監理者)</p> <p>第6条 丙は、甲の委任を受け、この契約に別段の定めのあるほか、次のことを行う。</p> <p>一．設計意図を正確に伝えるため、乙と打ち合わせ、必要に応じて説明図などを作成し、乙に交付すること。</p> <p>二．設計図書に基づいて作成した詳細図などを、工程表に基づき乙が工事を円滑に遂行するため必要な時期に、乙に交付すること。</p> <p>三．乙の提出する施工計画を検討し、必要に応じて、乙に対して助言すること。</p> <p>四．設計図書の定めるところにより、乙が作成する施工図（現寸図・工作図などをいう。以下同じ）、模型などが設計図書の内容に適合しているか否かを検討し、承認すること。</p> <p>五．設計図書の定めるところにより、施工について指示し、施工に立ち会い、工事材料・建築設備の機器及び仕上げ見本などを検査又は検討し、承認する</p>	<p>一．甲又は丙の指示によるとき。</p> <p>二．支給材料、貸与品、指定された工事材料・建築設備の機器の性質、又は、指定された施工方法によるとき。</p> <p>三．その他施工について甲又は丙の責に帰すべき理由によるとき。</p> <p>5．前項各号に該当する場合であっても、施工について乙の故意又は重大な過失によるとき、又は乙がその適当でないことを知りながらあらかじめ甲又は丙に通知しなかったときは、乙はその責を免れない。但し、乙がその適當でないことを通知したにもかかわらず、甲又は丙が適切な指示をしなかったときはこの限りではない。</p> <p>(監理者)</p> <p>第6条 丙は、甲の委任を受け、この契約に別段の定めのあるほか、次のことを行う。</p> <p>一．設計意図を正確に伝えるため、乙と打ち合わせ、必要に応じて説明図などを作成し、乙に交付すること。</p> <p>二．設計図書に基づいて作成した詳細図などを、工程表に基づき乙が工事を円滑に遂行するため必要な時期に、乙に交付すること。</p> <p>三．乙の提出する施工計画を検討し、必要に応じて、乙に対して助言すること。</p> <p>四．設計図書の定めるところにより、乙が作成する施工図（現寸図・工作図などをいう。以下同じ）、模型などが設計図書の内容に適合しているか否かを検討し、承認すること。</p> <p>五．設計図書の定めるところにより、施工について指示し、施工に立ち会い、工事材料・建築設備の機器及び仕上げ見本などを検査又は検討し、承認する</p>	

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>こと。</p> <p>六．工事の内容が設計図・説明図・詳細図・施工図（以下これらを「図面」という）、仕様書などこの契約に合致していることを確認すること。</p> <p>七．工事の内容・工期又は請負代金額の変更に関する書類を技術的に審査すること。</p> <p>八．工事の完成を確認し、契約の目的物の引渡しに立ち会うこと。</p> <p>2．甲は、前項と異なることを丙に委任したときは、書面をもって乙に通知する。</p> <p>3．乙がこの契約に基づく指示・検査・試験・立ち会い・確認・審査・承認・意見・協議などを求めたときは、丙は、速やかにこれに応ずる。</p> <p>4．甲と乙は、この契約に定める事項を除き、工事について甲と乙の間で通知・協議を行う場合は、原則として、通知は丙を通じて、協議は丙を参加させて行う。</p> <p>5．丙は、甲の承諾を得て全部又は一部の監理業務を代理して行う監理者又は現場常駐監理者をおくときは、書面をもってその氏名と担当業務を乙に通知する。</p> <p>6．丙の乙に対する指示・確認・承認などは原則として書面による。</p> <p>（工事の中止、変更）</p> <p>第7条 甲は、必要がある場合には工事内容を変更し若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。</p> <p>2．前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲は、その損害金を賠償しなければならない。</p>	<p>こと。</p> <p>六．工事の内容が設計図・説明図・詳細図・施工図（以下これらを「図面」という）、仕様書などこの契約に合致していることを確認すること。</p> <p>七．工事の内容・工期又は請負代金額の変更に関する書類を技術的に審査すること。</p> <p>八．工事の完成を確認し、契約の目的物の引渡しに立ち会うこと。</p> <p>2．甲は、前項と異なることを丙に委任したときは、書面をもって乙に通知する。</p> <p>3．乙がこの契約に基づく指示・検査・試験・立ち会い・確認・審査・承認・意見・協議などを求めたときは、丙は、速やかにこれに応ずる。</p> <p>4．甲と乙は、この契約に定める事項を除き、工事について甲と乙の間で通知・協議を行う場合は、原則として、通知は丙を通じて、協議は丙を参加させて行う。</p> <p>5．丙は、甲の承諾を得て全部又は一部の監理業務を代理して行う監理者又は現場常駐監理者をおくときは、書面をもってその氏名と担当業務を乙に通知する。</p> <p>6．丙の乙に対する指示・確認・承認などは原則として書面による。</p> <p>（工事の中止、変更）</p> <p>第7条 甲は、必要がある場合には工事内容を変更し若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。</p> <p>2．前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲は、その損害金を賠償しなければならない。</p>	

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>(工期の変更)</p> <p>第8条 乙は工事に支障を及ぼす天候の不良、その他正当な事由がある場合、甲に工期の延長を求めることができる。</p>	<p>(工期の変更)</p> <p>第8条 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良、その他正当な事由がある場合、甲に工期の延長を求めることができる。</p> <p><u>2. 甲は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するため通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない</u></p>	※中建審約款第19条を追加
<p>(第三者の損害)</p> <p>第9条 施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償する。ただし、甲の責に帰する理由によって生じたものについては甲の負担とする。</p> <p>2. 日照阻害・風害・電波障害その他、工事が行われることによって生じ避けることのできない近隣の損害、迷惑については甲の責任で処理し、乙はこれに協力する。</p> <p>3. 第1項および前項のほか、施工のため近隣との間に紛争を生じたときは甲、乙協力して、その処理、解決にあたる。</p>	<p>(第三者の損害)</p> <p>第9条 施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償する。ただし、甲の責に帰する理由によって生じたものについては甲の負担とする。</p> <p>2. 日照阻害・風害・電波障害その他、工事が行われることによって生じ避けることのできない近隣の損害、迷惑については甲の責任で処理し、乙はこれに協力する。</p> <p>3. 前各項のほか、施工のため近隣との間に紛争を生じたときは甲、乙協力して、その処理、解決にあたる。</p>	
<p>(一般損害の負担)</p> <p>第10条 工事の完成引渡しまでに契約の目的物、又は工事材料、その他施工一般について生じた損害は乙の負担とし、そのために工期の延長をしない。</p> <p>2. 前項の損害のうち、つぎの各号の一に該当することによって生じたものは甲の負担とし、乙は必要により工期の延長を求めることができる。</p> <p>一. 甲の都合によって、着手期日までに着工できなかったとき、又は甲が工事を繰延若しくは中止したとき。</p> <p>二. 前金払又は部分払が遅れたため乙が工事の手待ち又は中止をしたとき。</p> <p>三. その他甲の責に帰すべき事由によるとき。</p>	<p>(一般損害の負担)</p> <p>第10条 工事の完成引渡しまでに契約の目的物、又は工事材料、その他施工一般について生じた損害は乙の負担とし、そのために工期の延長をしない。</p> <p>2. 前項の損害のうち、つぎの各号の一に該当することによって生じたものは甲の負担とし、乙は必要により工期の延長を求めることができる。</p> <p>一. 甲の都合によって、着手期日までに着工できなかったとき、又は甲が工事を繰延若しくは中止したとき。</p> <p>二. 前金払又は部分払が遅れたため乙が工事の手待ち又は中止をしたとき。</p> <p>三. その他甲の責に帰すべき事由によるとき。</p>	

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第11条 天災地変、その他甲乙いづれにもその責を帰することができない不可抗力によって、工事の既成部分又は工事現場に搬入した工事材料に損害を生じたときは、乙は事実発生後すみやかに甲に通知する。</p> <p>2. 前項の損害で重大なものについて、乙が善良な管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額を甲が負担する。</p> <p>3. 火災保険、その他損害をうめるものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とする。</p>	<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第11条 天災地変、その他甲乙いづれにもその責を帰することができない不可抗力によって、工事の既成部分又は工事現場に搬入した工事材料に損害を生じたときは、乙は事実発生後すみやかに甲に通知する。</p> <p>2. 前項の損害で重大なものについて、乙が善良な管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額を甲が負担する。</p> <p>3. 火災保険、その他損害をうめるものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とする。</p>	
<p>(損害保険)</p> <p>第12条 乙は、工事中工事の出来高部分と工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器などに火災保険または建設工事保険を付し、その証券の写しを甲に提出する。設計図書に定められたその他の損害保険についても同様とする。</p> <p>2. 乙は、契約の目的物、工事材料・建築設備の機器などに前項の規定による保険以外の保険を付したときは、速やかにその旨を甲に通知する。</p>	<p>(損害保険)</p> <p>第12条 乙は、工事中工事の出来高部分と工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器などに火災保険又は建設工事保険を付し、その証券の写しを甲に提出する。設計図書に定められたその他の損害保険についても同様とする。</p> <p>2. 乙は、契約の目的物、工事材料・建築設備の機器などに前項の規定による保険以外の保険を付したときは、速やかにその旨を甲に通知する。</p>	
<p>(部分使用)</p> <p>第13条 工事中に契約の目的物の一部を甲が使用する場合(以下「部分使用」という)は、契約書及び設計図書の定めにより、甲は部分使用に関する乙の書面による同意を得て、これを使用することができる。</p> <p>2. 甲は部分使用する場合は乙の指示にしたがって使用し、その指示に違反して乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>3. 改修工事等における部分使用の場合は、前二項を準用する。</p> <p>4. 部分使用につき法令上必要な手続きは、甲又は丙が行いその費用は甲の</p>	<p>(部分使用)</p> <p>第13条 工事中に契約の目的物の一部を甲が使用する場合(以下「部分使用」という)は、契約書及び設計図書の定めにより、甲は部分使用に関する乙の書面による同意を得て、これを使用することができる。</p> <p>2. 甲は部分使用する場合は乙の指示にしたがって使用し、その指示に違反して乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>3. 改修工事等における部分使用の場合は、前2項を準用する。</p> <p>4. 部分使用につき法令上必要な手続きは、甲又は丙が行いその費用は甲の</p>	

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>負担とする。 (部分引渡し)</p> <p>第14条 工事の完成に先立って、甲が契約の目的物の一部引渡しを受ける場合（以下この場合の引渡しを「部分引渡し」といい、引渡しを受ける部分を「引渡し部分」という）は契約書及び設計図書の定めにより、甲は部分引渡しに関する乙の書面による同意を得て、部分引渡しを受けることができる。</p> <p>2. 乙は引渡し部分の工事が完了したとき、設計図書に適合していることを確認し、甲又は丙に検査を求め、その指示にしたがって、期間内に検査に合格しなければならない。</p> <p>3. 前項の検査に合格したとき、甲は引渡し部分相当額の支払いを完了すると同時にその引渡しを受けることができる。</p> <p>（完成、検査、引渡し）</p> <p>第15条 乙は工事完成の約1週間前に、甲又は丙の事前検査を求め、不良箇所があるときは、これを補修して完成検査を受けねばならない。</p> <p>2. 完成検査を終えたら、乙は引渡し期日までに契約の目的物を引渡し、甲は乙に受領書を渡す。</p> <p>3. 工事が終了したと甲又は丙が認めるときは、甲はただちに残代金を支払わねばならない。</p> <p>4. 引渡し期日までに検査による手直し工事が未了の場合、工事残代金がある場合といえども、その残代金の額が手直し未了工事に要する費用の3倍未満であるときは、乙は契約の目的物の引渡しを拒むことはできない。</p>	<p>負担とする。 (部分引渡し)</p> <p>第14条 工事の完成に先立って、甲が契約の目的物の一部引渡しを受ける場合（以下この場合の引渡しを「部分引渡し」といい、引渡しを受ける部分を「引渡し部分」という）は契約書及び設計図書の定めにより、甲は部分引渡しに関する乙の書面による同意を得て、部分引渡しを受けることができる。</p> <p>2. 乙は引渡し部分の工事が完了したとき、設計図書に適合していることを確認し、甲又は丙に検査を求め、その指示にしたがって、期間内に検査に合格しなければならない。</p> <p>3. 前項の検査に合格したとき、甲は引渡し部分相当額の支払いを完了すると同時にその引渡しを受けることができる。</p> <p>（完成、検査、引渡し）</p> <p><u>第15条 乙は、工事が完了したときは、設計図書のとおりに実施されていることを確認した上、甲との間で竣工の確認を行い、竣工確認後、甲及び乙は、乙所定の竣工確認立会証を作成するものとする。</u></p> <p><u>2. 竣工確認の際、指摘事項があった場合には、竣工確認立会証の指摘項目欄に当該指摘事項を記載するものとし、乙は、当該指摘事項のうち手直し工事を要するものについては、工期内又は甲の指定する期間内に手直し工事を行い、甲に対し、手直し工事完了の確認を求める。</u></p> <p><u>3. 甲が正当な理由なく第1項の竣工確認、竣工確認立会証の作成又は手直し工事の施工を拒んだ場合は、乙は、工事を完了したものとみなすことができる。</u></p> <p>4. 第1項の竣工の確認（第2項の定める手直し工事を要する場合には、手直し工事完了の確認）を終えた場合、乙は引渡し期日までに契約の目的物を</p>	<p>※竣工確認立会証に関する規定を新設（民法改正による修正ではない。）</p>

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>(請求、支払い、所有)</p> <p>第16条 工事が工事請負契約書に定めた支払時期に達したときは、甲は、乙の請求により請負代金を支払わなければならない。</p> <p>2. 甲が乙に支払った金額に相当する工事既成部分は、甲の所有となるが、その管理は引渡しが完了するまで乙が行うものとする。</p> <p>3. 最終支払いが金融機関の融資金でなされるために甲の登記を必要とする場合は、甲はこの融資金が金融機関から直接乙に支払われるようとする。</p> <p>(瑕疵担保)</p> <p>第17条 乙は、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条第1項及び第2項で定めるものの瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について、本契約に基づく引渡しの日から10年を経過する日までの間、住宅を新築する建設工事の請負契約にあっては民法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を、新築住宅の売買契約にあっては民法第570条において準用する同法第566条第1項並びに同法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。</p> <p>2. 住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として</p>	<p>引渡し、甲は乙に受領書を渡す。</p> <p>5. 工事が完了したと甲又は丙が認めるときは、甲はただちに残代金を支払わねばならない。</p> <p>6. 引渡し期日までに第2項に定める手直し工事が未了の場合、工事残代金の額が手直し工事に要する費用の3倍未満であるときは、乙は契約の目的物の引渡しを拒むことはできない。</p> <p>(請求、支払い、所有)</p> <p>第16条 工事が工事請負契約書に定めた支払時期に達したときは、甲は、乙の請求により請負代金を支払わなければならない。</p> <p>2. 甲が乙に支払った金額に相当する工事既成部分は、甲の所有となるが、その管理は引渡しが完了するまで乙が行うものとする。</p> <p>3. 最終支払いが金融機関の融資金でなされるために甲の登記を必要とする場合は、甲はこの融資金が金融機関から直接乙に支払われるようとする。</p> <p><u>(契約不適合責任)</u></p> <p><u>第17条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）であるときは、乙に対し、書面をもって、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて、書面をもって、履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合</u></p>	<p>※中建審約款第23条、第35条</p>

対照表

修正前	修正後	備考欄
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条第1項及び第2項で定めるものの瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）以外の瑕疵については、引渡しの日から木造の建物は1年、石造、金属造、コンクリート造及びこれらに類する建物その他土地の工作物若しくは地盤は2年とする。	<p><u>の程度に応じて、書面をもって、代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</u></p> <p><u>一 履行の追完が不能であるとき。</u></p> <p><u>二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p><u>三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</u></p> <p><u>4 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第15条第4項に規定する引渡し（以下この条において単に「引渡し」という）を受けた日から二年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という）をすることができない。</u></p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から一年が経過する日まで請求等をすることができる。</u></p> <p><u>6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</u></p> <p><u>7 甲が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という）の内に</u></p>	<p>※原則として、引渡しから二年以内の請求等を要求する。</p> <p>※請求の方式</p> <p>※第4項の定める期間制限の例外として、2年以内に通知</p>

対照表

修正前	修正後	備考欄
(請負代金の変更) 第18条 次の各号の一にあたる場合、当事者は請負代金額の変更を求めることができる。	<p><u>契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</u></p> <p><u>8 甲は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。</u></p> <p><u>9 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。</u></p> <p><u>10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</u></p> <p><u>11 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>12 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監理者の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p> <p>（請負代金の変更）</p> <p>第18条 甲及び乙は、次の各号の一にあたる場合、請負代金額の変更を求めることがある。</p>	をした場合については、通知後一年が経過するまでに請求等をすることが可能となる。

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>一. 工事の追加、変更があったとき。</p> <p>二. 予期することのできない急激な物価、賃金等の変動により請負代金額が適当でないと認められるとき。</p> <p>2. 請負代金額を変更するときは、工事の減少部分については工事費内訳書により、増加部分については時価による。</p> <p>(履行遅滞、違約金)</p> <p>第19条 乙が第8条以外の理由で、契約の期間内に工事の完成引渡しが出来ないときは、甲は遅滞日数1日につき請負代金の10,000分の4に相当する額の違約金を請求することができる。</p> <p>2. 甲が契約で定めた支払期日を過ぎても支払いがなかったとき、乙は遅滞日数の1日につき甲の支払うべき金額の10,000分の4の違約金を請求することができる。</p> <p>3. 甲が前項の遅滞にあるとき、乙は、第15条第4項の場合を除き、契約の目的物の引渡しを拒むことができる。</p> <p>4. 甲が遅滞にあるとき、乙が自己のものと同一の注意をして管理してもなお契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。</p> <p>5. 甲が遅滞にあるとき、契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は甲の負担とする。</p> <p>6. 乙が履行の遅滞にあるとき、契約の目的物に生じた損害は乙の負担とし、天災その他不可抗力などの理由によってその責を免れることはできない。</p>	<p>一. 工事の追加、変更があったとき。</p> <p>二. 予期することのできない急激な物価、賃金等の変動により請負代金額が適当でないと認められるとき。</p> <p>2. 請負代金額を変更するときは、工事の減少部分については工事費内訳書により、増加部分については時価による。</p> <p>(履行遅滞、違約金)</p> <p>第19条 乙が第8条以外の理由で、契約の期間内に工事の完成引渡しが出来ないときは、甲は遅滞日数1日につき請負代金の10,000分の4に相当する額の違約金を請求することができる。</p> <p>2. 甲が契約で定めた支払期日を過ぎても支払いがなかったとき、乙は遅滞日数の1日につき甲の支払うべき金額の10,000分の4の違約金を請求することができる。</p> <p>3. 甲が前項の遅滞にあるとき、乙は、第15条第6項の場合を除き、契約の目的物の引渡しを拒むことができる。</p> <p>4. 甲が遅滞にあるとき、乙が自己のものと同一の注意をして管理してもなお契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。</p> <p>5. 甲が遅滞にあるとき、契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は甲の負担とする。</p> <p>6. 乙が履行の遅滞にあるとき、契約の目的物に生じた損害は乙の負担とし、天災その他不可抗力などの理由によってその責を免れることはできない。</p>	

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>(甲の解除権)</p> <p>第20条 甲は工事中必要によって契約を解除することができる。甲はこれによって生じた損害を賠償する。</p> <p>2. つぎの各号の一にあたるときは、甲は乙に工事を中止させるか、又は契約を解除してその損害の賠償を求めることができる。</p> <p>一. 正当の事由なく、乙が着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>二. 工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、乙が工事を完成する見込がないと認められるとき。</p> <p>三. 第5条第1項の規定に違反したとき、又は予め甲の書面による承認がないのに工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、若しくは請負わせたとき。</p> <p>四. 前3号のほか乙がこの契約に違反しその違反によって契約の目的を達することができないとき。</p> <p>五. 乙が第21条第2項の各号の一に規定する事由がないのに契約の解除を申し出たとき。</p> <p>3. 契約を解除したとき工事の出来高部分は甲の所有として甲乙の協議の上精算する。このとき前払金額に残額のあるときは、乙はその残額について前払金額受領の日から利息をつけてこれを甲に返す。</p>	<p>(甲の<u>中止権</u>・解除権)</p> <p>第20条 甲は、工事中必要があるときは、<u>書面をもって乙に通知して、工事を中止</u>し又はこの契約を解除することができる。</p> <p>2. 甲は、つぎの各号の一にあたるときは、<u>書面をもって乙に通知して工事を中止し、又は相当の期間を定めてその履行の催告を書面をもって乙に通知し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。</u>こ</p> <p>一. 正当の事由なく、乙が着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>二. 工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、乙が工事を完成する見込がないと認められるとき。</p> <p>三. 乙が、第5条第1項の規定に違反したとき。</p> <p><u>四. 乙が、正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完を行わないとき。</u></p> <p>五. 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、<u>その違反が本契約の趣旨・目的に照らし重大であるとき。</u></p> <p><u>3. 甲は、次の各号の一に該当するときは、書面をもって乙に通知して直ちにこの契約を解除することができる。</u></p> <p><u>一. 乙が、第3条第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。</u></p> <p><u>二. 乙が、この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。</u></p> <p><u>三. 乙が、第4条の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>4. 前3項の場合、甲は、乙に対して、これによって生じた損害の賠償を求めることができる。</u></p> <p><u>5. 第2項各号又は第3項各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第2項及び第3項による契約の解除をすることができる</u></p>	<p>※中建審約款第24条ないし 第27条に沿って整理</p> <p>※修正前の第1項後段、第2項後段に相当。</p> <p>※中建審約款第27条</p>

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>(乙の解除権)</p> <p>第21条 甲が、前払金、部分払いの支払いを遅延し、乙が相当の期間を定めて催告しても、甲がなお支払をしないとき、乙は工事を中止することができる。</p> <p>2. つぎの各号の一にあたるとき、乙は契約を解除することができる。</p> <p>一. 乙の責に帰し得ない工事の遅延又は中止期間が工期の3分の1以上、又は2ヶ月に達したとき。</p> <p>二. 甲が工事を著しく減少したため、請負代金が3分の2以上減少したとき。</p> <p>三. 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき。</p> <p>3. 前2項のとき、乙は甲に損害の賠償を求めることができる。</p> <p>4. 前2項による解除のときは、前条第3項の規定を準用する。但し利息についてはこの限りでない。</p>	<p>(乙の<u>中止権</u>・解除権)</p> <p>第21条 乙は、甲が、前払金、部分払いの支払いを遅延し、乙が相当の期間を定めて、<u>書面をもって</u>催告しても、甲がなお支払をしないとき、<u>甲に書面をもって通知し</u>、工事を中止することができる。</p> <p>2 乙は、つぎの各号の一にあたるとき、<u>書面をもって乙に通知し</u>、直ちに契約を解除することができる。</p> <p>一. 乙の責に帰し得ない工事の遅延又は中止期間が工期の3分の1以上、又は2ヶ月に達したとき。</p> <p>二. 甲が工事を著しく減少したため、請負代金が3分の2以上減少したとき。</p> <p><u>三. 甲が請負代金の支払能力を欠くおそれがあることが明らかとなつたとき。</u></p> <p><u>四. 建築関係法令（建築主事などからの指導を含む）に照らして、工事を適法に施工することが困難であると認められるとき。</u></p> <p><u>五. 近隣住民・第三者との間で工事の続行に弊害が生じたとき。</u></p> <p><u>六. 発注者又は発注者の関係者が暴力団・暴力団員・暴力団関係団体・暴力団関係者・右翼標榜団体・総会屋その他の反社会的勢力であり、又はこれらの者との関係があることが明らかになつたとき。</u></p> <p><u>七. 発注者又は発注者の関係者が前号の反社会的勢力を名乗るなどして、受注者の名誉・信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為を行つたとき。</u></p> <p><u>八. 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき。</u></p> <p><u>九. その他本契約の履行を阻害する事由が発生したとき。</u></p> <p>4. 前3項の場合、乙は、甲に対して、これによって生じた損害の賠償を求めることができる。</p> <p><u>5. 第2項各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであると</u></p>	<p>※中建審約款第28条ないし 第31条に沿つて整理</p>

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>(紛争の処理)</p> <p>第 22 条 この契約について当事者間に紛争を生じたときは、当事者の双方又は一方から相手方の承認する第三者を選んでこれにその解決を依頼するか、又は建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によってその解決を図る。</p> <p>2. 当事者双方又は一方が前項により紛争を解決する見込みがないと認めたとき、若しくは建設工事紛争審査会があっせん又は調停をしないものとしたとき、又は打ち切ったときは、当事者は、仲裁合意書にもとづいて審査会の</p>	<p><u>ときは、乙は、第 2 項による契約の解除をすることができない</u></p> <p><u>(解除に伴う措置)</u></p> <p><u>第 22 条</u></p> <p><u>工事の完成前にこの契約が解除されたときは、甲が工事の出来形部分並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器（有償支給材料を含む。）を引き受けるものとし、受ける利益の割合に応じて乙に請負代金を支払わなければならぬ。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、前払金額に残額のあるときは、乙はその残額について前払金額受領の日から利子を付けてこれを甲に返さなければならない。ただし、前項の解除が前条第 2 項又は第 3 項の規定によるときは、利子については適用しない。</u></p> <p><u>3 第 1 項に規定する場合において、前 2 項の規定のほか解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。</u></p> <p><u>4 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。</u></p> <p>(紛争の処理)</p> <p>第 23 条 この契約について当事者間に紛争を生じたときは、当事者の双方又は一方から相手方の承認する第三者を選んでこれにその解決を依頼するか、又は建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によってその解決を図る。</p> <p>2. 当事者双方又は一方が前項により紛争を解決する見込みがないと認めたとき、若しくは建設工事紛争審査会があっせん又は調停をしないものとしたとき、又は打ち切ったときは、当事者は、仲裁合意書にもとづいて審査会の</p>	<p>※中建審約款第 32 条</p>

対照表

修正前	修正後	備考欄
<p>仲裁に付することができる。</p> <p>3．住宅品質確保促進法第6条第3項に定める建設住宅性能評価書の交付された住宅については、当事者は、前2項の規定にかかわらず、同法による指定住宅紛争処理機関のあっせん、調停、又は仲裁によってその解決を図ることができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第23条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて、甲、乙協議のうえ定める。</p> <p>(特約条項)</p> <p>第24条</p>	<p>仲裁に付することができる。</p> <p>3．住宅品質確保促進法第6条第3項に定める建設住宅性能評価書の交付された住宅については、当事者は、前2項の規定にかかわらず、同法による指定住宅紛争処理機関のあっせん、調停、又は仲裁によってその解決を図ることができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第24条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて、甲、乙協議のうえ定める。</p> <p>(特約条項)</p> <p>第25条</p>	